

# 市・道民税のお知らせ

- ▼平成22年度の主な改正点
- ▼住宅ローン控除の創設と改正
- ▼上場株式等にかかる譲渡損失の損益通算の特例創設
- ▼上場株式等の配当および譲渡益に対する軽減税率の延長

## 「新たな住宅ローン控除の創設」

所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方で、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の市・道民税から控除できるようになりました。

○対象となる方

平成21年から25年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受け、所得税から控除しきれない額がある方

## ○控除額

次のいずれか小さい額

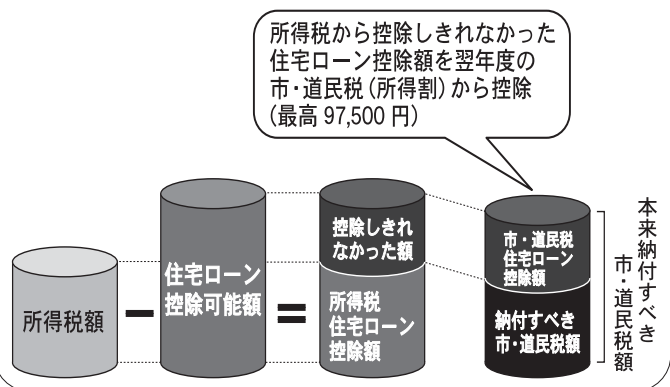
- ・所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額
- ・所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額の5%  
(最高9万7千500円)

○控除を受けるには

控除を受けようとする最初の年は、必ず税務署で所得税の確定申告をしなければなりません。

次の年からは、年末調整がされている場合は給与支払報告書に、確定申告する場合は、確定申告書に住宅

## 新たな住宅ローン控除のイメージ



## 「これまでの住宅ローン控除の改正」

平成11年から18年末までに入居した方が対象となる住宅ローン控除(税源移譲の経過措置)についても、平成22年度以降は新たな住宅ローン控除と同じ計算方法を適用できるように、給与支払報告書や確定申告書に控除可能額と居住年月日の記載があれば、申告をしなくても控除が受けられるようになります。

借入金等特別控除可能額と居住年月日の記載があれば、市への申告は不要です。

## ご注意を

過去の年金が変更となり、追加で年金が支給された場合、  
税額などが変更となる場合があります

社会保険庁などの年金保険者は、年金記録の訂正や年金受給者からの請求などにより、公的年金を過去にさかのぼって支払した場合、年金を受け取る方と市区町村に報告します。

市はこの報告に基づき、過去の税額や今年の税額などについて再計算を行い、変更となる方へは通知を行っています。

### 再計算の方法は

本来支払われるはずだった各年に年金額を分ける

各年の所得と市・道民税、健康保険料や介護保険料を再計算

税額や保険料が変わった場合、通知書や納付書でお知らせする  
年金額が再度訂正された場合はこの繰り返し。

さかのぼって支給された年金にかかる過去の分の市・道民税は、10月から始まった、公的年金からの特別徴収には含まれず、また口座振替もできないため、送付した納付書により納めることとなりますのでご注意ください。

なお、年金記録の訂正理由など、年金の内容についての不明な点は、年金保険者にお問い合わせください。

## 「上場株式等にかかる譲渡損失の損益通算特例の創設」

その年またはその年の3年前までに生じた上場株式等の譲渡損失を上場株式等の配当所得ただし、分離課税を選択したものに限り）から控除できます。

## 「上場株式等の配当および譲渡益に対する軽減税率の延長」

上場株式等の配当および譲渡益に対する軽減税率10%（市・道民税3%、所得税7%）の適用が、平成23年12月31日まで延長されます。

## ふるさと納税で、税の控除が受けられます

個人の方が岩見沢市を含むすべての地方公共団体に、5,000円を超えるふるさと納税（寄附）をした場合、寄附金から5,000円を引いた額について、所得税や市・道民税の控除を受けることができます。なお、この控除を受けるためには、寄附した翌年に申告が必要です。

市は引き続き、ふるさと納税による寄附を受付しています。制度の内容や申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

みなさんのふるさと岩見沢への応援と、市外に住んでいる知人や親戚の方へ、応援呼びかけのご協力をお願いします。

	申告先	申告に必要なもの
確定申告しない方 （市・道民税のみで控除を受ける方）	申告する年の 1月1日現在にお住まいの市区町村	寄附金受領証明書、印鑑
確定申告する方 （所得税と市・道民税の両方で控除を受ける方）	税務署 （所得税の確定申告と一緒に申告）	寄附金受領証明書、確定申告に必要な書類、印鑑

## ご存知ですか？

パートやアルバイトの収入は給与所得になります。収入額により、税金は右の表のようになります。

ただし、市・道民税の所得割と所得税は、所得控除の額により、かからない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

## パート・アルバイトの収入と税金

収入額	市・道民税	所得税	配偶者控除・扶養控除	配偶者特別控除
97万円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられない
97万円超 100万円以下	均等割がかかる			
100万円超 103万円以下	均等割と所得割がかかる	かかる	受けられない	受けられる
103万円超 141万円未満				

収入額で130万円を超えると、社会保険の扶養にはなれません。

問合先 市税務課市民税係